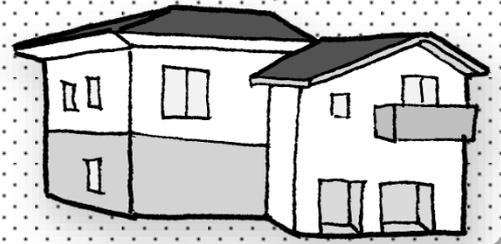


今泉区画整理ニュース

第14号

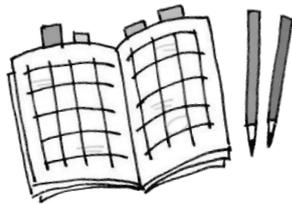
平成30年（2018年）8月30日発行

発行元 秦野市 都市部 都市整備課
TEL 0463-82-5241 / FAX 0463-82-7410
Eメール t-seibi@city.hadano.kanagawa.jp



平成30年度第1回審議会について

秦野駅南部（今泉）土地区画整理審議会について、評価員の選任についての審議等を行うため、平成30年度第1回会議を次のとおり開催します。会議の概要は、次回の今泉区画整理ニュースでお知らせします。（会議は、非公開部分を除き傍聴することもできます。）



平成30年度第1回秦野都市計画事業 秦野駅南部（今泉）土地区画整理審議会

日時：平成30年10月9日（火）

午後1時30分から

会場：秦野市役所 西庁舎3階 西3A会議室

◆用語解説◆

耳慣れない言葉も多い区画整理事業関係の用語を少しずつご紹介します。

【評価員（ひょうかいん）】

換地計画において清算金を定めようとするときなど、土地及び土地に存する権利の価額を評価する際、市町村は評価員の意見を聴かなければならないこととなっています。土地区画整理法では、土地又は建築物の評価について経験を有する者を、審議会の同意を得た上で選任することとされています。本事業では、不動産鑑定士、税務署職員、市財務部長の3名を評価員として選任しています（平成30年7月10日現在）。

編集後記

人事異動により評価員1名から辞職願が提出されたため、今回の審議会において、後任の評価員の選任についての審議が予定されています。

また、今年度は、一部の区域で補償調査が始まっています。正確かつ慎重な対応に努めてまいりますので、事業への御理解、御協力をお願いします。